

福祉 だより



119
2021.10

HAPPINESS SHARING

毎年10月に開催してきました社協まつりは、
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年
に引き続き本年度も中止とさせていただきます。

来年はコロナ感染が収束することを祈り、社協
まつり開催に向け知恵を絞り準備してまいります
ので、皆様のご理解ご協力をお願いします。



赤い羽根共同募金

10月1日～12月31日

今年もみなさまのご協力をお願いします!

赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみです。」



赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和22(1947)年に、市民が主体の民間運動として始まりました。

当初は戦後復興の一助として、被災した戦災孤児等、福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律(現在の「社会福祉法」)に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会の変化の中、赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、平成 28年に創設70周年を迎えました。

今年
は

県全体で……………**394,948千円**

南箕輪村で …………… **208万円** を目標にしています。

1世帯あたり500円 を目安に、ご協力をお願いします。

長野県共同募金会南箕輪村共同募金委員会は、今年も10月1日から「じぶんの町を良くするしくみ」をスローガンに、赤い羽根共同募金に取り組みます。

集めた募金は、全額県共同募金会へ納め、募金額に応じて翌年の各市町村社協へ配分金が決定されます。この他に、県共同募金会から県下の様々な福祉事業に配分されます。

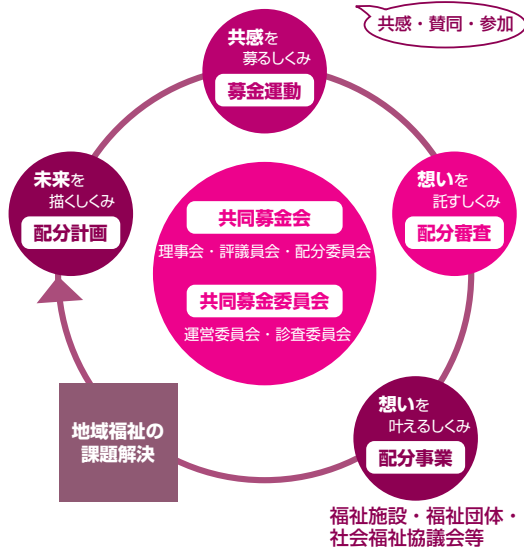
令和3年度の南箕輪村社協への配分金は1,025,187円で、次のように配分する予定です。

★ 一人暮らし老人の給食サービスに ▶▶ **179,872円**

★ 社協だより発行・ボランティア事業等 ▶ **536,650円**

★ 各地区のふれあいサロン事業等に ▶▶ **308,665円**

住民・団体・企業・学校等 → 寄付者・共同募金ボランティア



共同募金配分事業を公募します

安心・安全なまちづくり活動配分の公募

地域の安心・安全な暮らしを住民とともに作る活動を支援するため、下記の内容で共同募金配分事業を公募いたします。

◆配分対象団体および配分対象事業（令和4年4月から1年以内の間に行う事業）

- (1) 会の事業目的を明記した会則等を有する非営利の住民組織団体で、1年以上の活動実績を有する団体が市町村域内において、地域住民を対象として行う防災、防災啓発・実施事業。ただし、県の連合体又は連盟組織における各地域組織等に位置付けられているものは除きます。※防災物品の整備については、対象物品に制限がありますのでご確認ください。
- (2) 保育所を運営する社会福祉法人が、防災、防犯を目的として行う施設整備事業。
- (3) その他対象となる団体及び対象となる物品の要件がありますので、村共同募金委員会へご確認ください。

◆配分額

- (1) については、配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）とし、配分額は1団体20万円を限度とします。
- (2) については、配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）の75%以内とし、配分額は1団体30万円を限度とします。

◆その他

- ・過去に本配分事業の配分を受けている団体は対象外となります。

◆申請受付期限 令和3年11月20日(金)

◆書類請求・提出先 南箕輪村共同募金委員会 電話 76-5522

赤い羽根共同募金

—被災地支援は皆さまの募金に支えられています—



災害ボランティアセンター(長野市)

皆さまの募金が被災地の復興のために!

毎年皆様からお預かりした共同募金の総額の3%を大規模災害があった時のために災害等準備金として積み立てています。災害発生に伴いボランティア等による支援活動が行われた場合に、これを資金として災害ボランティア等を支援しています。

～台風第19号における被災者支援では～

長野県内では、43市町村に災害救助法が適用され、災害ボランティアセンターが開設されました。全国からボランティアがかけつけ、災害ボランティアセンターを拠点として、一般家屋の泥出しや家財の搬出を中心とした活動が今も行われています。

災害ボランティアセンターの運営には、スコップ等の備品やボランティアの移動用バス、事務機器等の費用が生じます。長野県共同募金会では、「災害等準備金」により、災害ボランティアセンターの運営を支えています。

たくさん

赤い羽根はこれからも小さなことをしていきます。

被災地支援の他にも、皆さんの地域での防災備品の整備、福祉施設の整備、高齢者や障がい者のサロン等、たくさんの小さな活動を支援しています。これからも、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。



インターネットからも募金が可能です!!

募金していただくと税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは本会のホームページをご覧ください。



長野県共同募金会
ホームページ
<https://www.akaihano-nagano.or.jp/>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業や失業等により、生活資金にお悩みの皆様へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

長野県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活福祉資金貸付事業を実施しています。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、緊急小口資金・総合支援資金について特例による貸付を実施しています。

申込受付期間：令和2年3月25日(水)～令和3年11月30日(火)

※申込受付期間が延長されました。

■ 緊急小口資金特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、生活費用の貸付を行います。

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額：一世帯10万円以内

ただし以下の場合、20万円以内

①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき ②世帯員に要介護者がいるとき ③世帯員が4人以上いるとき ④世帯員にiまたはiiの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき i新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。 ii風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。 ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

据置期間：貸付の日から1年以内

償還期限：据置期間経過後2年以内

●持参していただくもの（下記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります）

・本人確認できる書類（運転免許証等の身分証明書）・本人名義の振込先口座が確認できる通帳またはキャッシュカード ・申込者の印鑑 ・収入減少がわかる書類の写し

（例）給与明細書、通帳等の入金履歴等新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与状況が確認できるもの

■ 総合支援資金特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

貸付対象：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば失業状態になくても対象となります。)

貸付上限額：(二人以上の世帯) 月20万円以内
(単身世帯) 月15万円以内

貸付期間：原則3ヶ月以内

据置期間：貸付の日から1年以内

償還期限：据置期間経過後10年以内

●持参していただくもの（下記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります）

・健康保険証の写し及び住民票の写し ※世帯員数がわかるように世帯全員分 ※いずれか一方に加えて運転免許証等の身分証明書の写しでも可 ・本人名義の振込先口座が確認できる通帳またはキャッシュカード ・申込者の印鑑 ・収入減少がわかる書類の写し ・自立相談支援機関〈まいさぼ〉の「相談受付・申込票」の写し

（例）給与明細書、収入が入る通帳、売上表など または失業にあたっては離職票や個人事業の廃業届の写し

●貸付期間延長について

・総合支援資金の特例貸付は3ヶ月を原則に借入申込を受け付けていますが、新型コロナウイルスの影響を受け引き続き収入の減少や失業等による生活が困窮している場合は、貸付期間を延長できる場合があります。

貸付対象：①総合支援資金特例貸付が決定している借受人がいる世帯で、借入理由となった世帯員が、貸付期間の3ヶ月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ②上記世帯員が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関〈まいさぼ〉による支援を継続的に受けることができる世帯

受付・お問合せ窓口：南箕輪村社会福祉協議会 TEL76-5522

相談受付には原則予約が必要になりますので、事前に南箕輪村社会福祉協議会へお問合せ下さい。

2021.10.24 sun
10:00～16:00 場所：村民センター

つながる・パパ&ママ フェスティバル



南箕輪村と箕輪町の女性就業支援相談室は、「パパ友やママ友」と「地域」そして多くの皆さんへとつながりを持てるフェスティバルを開催します。

このイベントに社協も参加します。子ども用品のリユース会への参加やハンドメイド作品の販売では、障がい者生きがいセンターで作っている製品の販売をします。コップ入れやお弁当袋・布団カバーなど保育園や学校生活で使うもののほかにトートバックや小銭入れなども販売します。

大勢の皆さんのご来場をお待ちしています。

令和3年度の社協まつりは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりました。

2年続きの中止となりましたが、つながる・パパ&ママフェスティバルへの参加を通じて、社協も皆様とつながっていきたいと思っています。



令和3年度社協会費に ご協力ありがとうございました。



(令和3年9月1日現在)

会員 3,397 世帯

会費 2,379,902 円

住民の皆様にご協力いただきました会費は、福祉の向上のため、心配ごと・法律・結婚相談、福祉団体活動補助、権利擁護事業、支えあいマップ作り等に大切に活用させていただきます。

子どももお年寄りも、障がいをもつ人も、もたない人も「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のむらづくり」を目指していきます。



善意をありがとうございました。

下記の皆様よりご寄付をいただきました。
コロナ禍における子どもたちの支援に使わせていただきます。

・ルビコン株式会社様 …… 寄付金 …… 長野県経営者協会 上伊那支部様… 寄付金

「ぽっかぽかの家」の予定表 ☎76-7604



ぽっかぽかの家では、コロナ禍において少人数でも気軽にできるイベントを開催しています。また、10月は切り絵サークル、12月は絵手紙サークルの皆さんの作品展示を行っています。

お友達をお誘いし、お気軽にお越しください。少人数ですが、気持ちは「密」に温かく、皆さまのお越しをお待ちしています(^)/

	月	火	水	木	金	土
10月					1	2
					切り絵	
	4	5	6	7	8	9
		折り紙	パッチワーク		切り絵	
	11	12	13	14	15	16
	絵手紙	マスク作り	パッチワーク		切り絵	
	18	19	20	21	22	23
	絵手紙	体操	パッチワーク		切り絵	
11月	25	26	27	28	29	30
	絵手紙	お楽しみ	パッチワーク		切り絵	
	1	2	3	4	5	6
		ぬり絵	パッチワーク		切り絵	
	8	9	10	11	12	13
	絵手紙	折り紙	パッチワーク		切り絵	
	15	16	17	18	19	20
	絵手紙	マスク作り	パッチワーク		切り絵	
12月	22	23	24	25	26	27
	絵手紙	休み	パッチワーク		切り絵	
	29	30	1	2	3	4
	絵手紙	体操	パッチワーク		切り絵	
	6	7	8	9	10	11
		折紙	パッチワーク		切り絵	
	13	14	15	16	17	18
	絵手紙	ぬり絵	パッチワーク		切り絵	
12月	20	21	22	23	24	25
	絵手紙	お楽しみ	パッチワーク		切り絵	
	27	28	29	30	31	
	絵手紙		休み	休み	休み	

サークル活動日

- ▶ 絵手紙サークル
毎週月曜日 午後
- ▶ パッチワークサークル
毎週水曜日 午前
- ▶ 切り絵サークル
毎週金曜日 午前



新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、イベントを休止する場合があります。あらかじめご了承ください。また、持ち物が必要になるイベントもございます。お気軽にお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、お昼を挟まない半日でのご利用をお願いしています。(感染拡大状況によっては、変更となる場合があります)ご理解とご協力をお願いします。

結 婚 相 談		法 律 相 談	
10月9日(土) 午前10時～正午	11月21日(日) 午後1時30分～午後3時30分	10月22日(金)	12月17日(金)
10月24日(日) 午後1時30分～午後3時30分	12月11日(土) 午前10時～正午	11月26日(金)	
11月13日(土) 午前10時～正午	12月26日(日) 午後1時30分～午後3時30分	(要予約) 午後3時～午後5時	
※相談場所…松寿荘 相談室		※相談場所…社協相談室	

給食サービス	10月13日(水)	11月24日(水)	1月12日(水)	2月16日(水)
	10月27日(水)	12月8日(水)	1月26日(水)	3月9日(水)
	11月10日(水)	12月22日(水)	2月9日(水)	3月23日(水)

■心配ごと相談は、随時受付ています。事前に社会福祉協議会(76-5522)へ連絡をお願いします。